

発議第5号

平成31年3月18日

木津川市議会議長 高味孝之 様

提出者	木津川市議会議員	酒井 弘一
賛成者	木津川市議会議員	河口 靖子
	木津川市議会議員	九社前聿朗

保育の無償化、待機児童解消、保育士の待遇改善のための  
必要な措置を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条  
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

保育の無償化、待機児童解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書（案）

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものには賛成だが、今回の政府案には多くの懸念が指摘されている。

保育の無償化によって保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いたり、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはならない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、誰もが安心できる保育の実現と無償化を実施されるよう、以下の内容を要望する。

記

1. 無償化に財源を取られることによって、保育の質的・量的拡大が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予想されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援を拡充するため必要な財政措置を行うこと。
2. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために必要な措置を行うこと。
3. 公立保育所も無償化されることで自治体負担が増すことがないように必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

木津川市議会議長 高味 孝之

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣  
厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）